東京都からの重要なお知らせです
障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金の実績報告様式をダウンロードして、御提出ください。

事務連絡
令和８年１０月２２日

障害福祉サービス事業運営法人(事業所)等　代表者　様

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金の実績報告書の提出について（依頼）

日頃より、東京都の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
標記の件について、実績報告を下記のとおり御提出いただきますようお願いします。

記

１　提出対象
障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金の計画書を提出した全法人（事業所）
※令和８年度に廃止した場合でも提出が必須です。
※法人単位で計画書を提出している場合は、法人本部等へ実績報告提出の御連絡をお願いします。
※障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金の計画書を提出していない法人につきましては、実績報告書の提出は不要です。

２　提出単位
障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金計画書を提出した単位ごと
（法人一括で提出した場合は法人一括、事業所単位で提出した場合は事業所単位）

３　提出様式
東京都障害者サービス情報ホームページの書式ライブラリー（下記ＵＲＬ）に掲載しておりますので、提出様式をダウンロードし、使用してください。
【障害者サービス情報　書式ライブラリーＵＲＬ】
https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=022-067

４　提出方法
以下の提出フォームから提出をお願いいたします。
【補助金実績】障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金実績報告書の提出フォーム

https://logoform.jp/form/tmgform/1861966

※提出フォームでは、必ず送信まで行ってください。
※送信したデータが都に到達した場合、入力したメールアドレス宛に送信完了メールが送信されます。送信確認メールが届かない場合、受付が適切に処理されていない可能性があります。

※送信完了メールには受付番号が記載されます。照会時等に必要になりますので、必ずお控えください。
※来庁されての持込は受け付けておりません。

5　提出期限　厳守
令和８年１２月３１日（木曜日）２４時　必着

6　留意事項　重要
（１）実績報告書を提出いただけない場合等について
実績報告書を提出いただけない場合、補助金額以上の賃金改善が行われない場合など、加算の算定要件を満たしていない場合には、全額返還となる場合がありますので御留意ください。

（２）提出後に差し替える場合の対応について
差替書類を提出する場合も、提出フォームから提出をお願いいたします。なお、ファイル名の先頭に【再提出】や【差替え】等の文言を追加して御提出いただくようお願い致します。

（３）メールアドレス登録のお願い
補助金の計画書や実績報告書の提出依頼に関する東京都からの連絡は、事業所宛のメール及び東京都障害者サービス情報のお知らせ欄へ掲載のみとなります。
つきましては、東京都へのメールアドレスの登録に御協力をお願いいたします。
登録方法については、各サービスの指定所管部署まで問合せください。

7　「福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進事業」について
東京都では、東京都社会保険労務士会に委託し、福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進事業を実施しています。
社会保険労務士が加算の新規取得や、上位の区分の取得に向けた指導・助言・書類作成補助等を電話又は訪問にて実施しておりますので、是非御活用ください。

8　問合せ先
東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課（処遇改善補助金担当）
電話：０３－５３２０－４２３０